



学校教育目標 「自ら考え行動し、仲間とともに豊かな社会をつくる」  
～つながる力・まなぶ力・つくる力～

No.2

# 庄内西小学校だより

令和6年(2024年)4月10日発行 校長 黒木 優一



カラー版は『<http://www.toyonaka-osa.ed.jp/cms/shonai-n/>』をご覧ください

## 留守番電話の設定について

豊中市では、教職員の働き方改革の一つとして、市内全校で留守番電話対応を行っています。緊急に連絡が必要な場合は、公用携帯電話から連絡させていただく場合がありますので下記の電話番号を登録しておいてください。

本校の固定電話対応時間は、朝8時～夕方6時です。(18時～8時は留守番電話対応)

①090-XXXX-XXXX ②090-XXXX-XXXX ③090-XXXX-XXXX

## CoDMON(コドモン)の利用について

保護者アプリ(コドモン)へのご登録ありがとうございます。欠席や遅刻/早退などコドモンでお知らせいただいた連絡は、管理職がパソコンで、担任は自分のタブレットで確認することになっています。朝の会や授業が始まるまでにはチェックを済ませておきたいので、連絡は8時までをお願いします。(アトムへの連絡は、直接、アトムにお知らせください。)学校だよりや学年だより、行事予定などをコドモンで配信することにさせていただきます。ご理解をお願いします。

## 携帯電話の取り扱いについて

2018年6月、大阪府北部地震が児童の登校時間帯に発生したことで、登下校中の児童の安全確保についての不安が一気に高まりました。そこで、大阪府教育庁は、登下校時に限り児童が携帯電話を所持できるよう「持ち込み禁止」の方針を「一部解除」しました。

これを受け、豊中市教育委員会も方針を定めました。学校に携帯を持ち込む際は、右図のような「同意確認書」の提出が必要です。未提出の方や、用紙が必要な方は、担任まで申し出てください。

確認事項は、一つ一つ、お子さんと一緒にチェックしてください。「例外を求める理由」の欄は必ずご記入ください。



豊中市立庄内西小学校  
校長 西口 肇子 宛

見本 年 月 日

豊中市立庄内西小学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書

下記の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、登下校中の子どもに携帯電話を所持させていただいて、同意確認書を提出します。例外を求める理由は以下の通りです。

★必ず、この欄に、記入をお願いします。

すべてのチェックボックスに[✓]をお願いします。すべての項目に同意いただけない場合は携帯電話の所持を許可することができません。

同意確認事項	保護者	児童
1 登下校中は携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外は携帯電話をえません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 校内では、電源を切り、かばんから出しません。学校の許可なしに、携帯電話をえません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 災害等の緊急時以外に、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 携帯電話の適切な使用の仕方について、家庭でルールをつくり適切に管理します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関(学校以外)を知っています。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 携帯電話の破壊・盗難・個人情報の漏洩等については保護者の責任とします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
★ 1~8の確認事項を守らなかった場合、「学校が携帯電話を没収し保護者に返却する」「一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する」等、学校の指導に従います。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

年 組 番  
児童名 保護者名

## 《豊中市小中学校における携帯電話の取り扱いに関する方針》

本市の小中学校における携帯電話の取扱いについては、児童生徒の携帯電話の持込みを従来どおり「原則禁止」とする。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合など、やむを得ない事情がある場合には、校長の判断により、例外的に認めるものとする。

### 【例外的に保護者が持込みを学校に求める場合】

保護者及び本人は、例外を求める理由を明らかにし、校長へ申し出ること。

### 【学校が持込みを認める場合】

- (1) 校長は、携帯電話の取扱いに関して保護者及び本人より同意を得ること。
- (2) 同意確認した内容をふまえて、学校と家庭が協力し、管理及び指導を行う。
- (3) 保管方法は、学校が指示する方法とする。
- (4) 事前に同意確認した内容を児童生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は一時的に、または長期的にわたって持込みを認めない等の措置をとる。

### 保護者の責任について

- (1) 携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から保護者が判断するものです。
- (2) 子どもに携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを設定し、保護者として責任を持って使用方法や使用時間等の管理や、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。
- (3) 例外的に学校への持込みが認められた場合においても、学校が示すルールに同意し、そのルールを子どもと確認して保護者の責任のもとで守らせることが必要です。

### 学校での指導について

携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及し、それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ、トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。このことから、学校は保護者と協力し、すべての子どもに対して、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に積極的に取り組む必要があります。

また、小中連携のもと子ども自らが携帯電話の使用についてのマナーやリスク等を考える機会を設定し、自己管理できる資質を育成していきます。

※本方針における「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯(基本的な通話、メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの)
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン(注:タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。)

\*今年度の主な年間行事予定を裏面に掲載しています。(変更のある場合はお知らせします。)

# 庄内西小学校 令和6年度の主な年間行事予定

\*日程は変更になる場合がありますので、予めご了承ください

4月	5日(金)…入学式	8日(月)…始業式・着任式
	18日(木)…全国学力学習状況調査(6年) 小学生すくすくウォッチ(5,6年)	
	19日(金)…2・4・6年 授業参観(5限) 学級懇談会(6限)	
	23日(火)…1・3・5年 授業参観(5限) 学級懇談会(6限)	
5月	18日(土)…土曜参観(2,3限) 宿泊行事説明会(4限)	
	20日(月)…土曜参観代休	
6月	6日(木)7日(金)…修学旅行	14日(金)…引き渡し訓練
	17日(月)…プール開き	26日(水)27日(木)…林間学舎
7月	1日(月)2日(火)4日(木)5日(金)…個人懇談	
	19日(金)…1学期終業式	よつば学園で一緒になる千成小・庄内南小 と一緒に3小合同で実施します。
8月	26日(月)…2学期始業式	
9月	27日(金)…人権参観・保護者向け人権講演会	
10月	1日(火)…創立記念日	12日(土)…運動会
	17日(木)…運動会予備日	18日(金)…運動会代休
12月	2日(月)3日(火)5日(木)6日(金)…個人懇談(希望者)	
	24日(火)…2学期終業式	
1月	8日(水)…3学期始業式	31日(金)…音楽発表会
2月	4日(火)…持久走記録会	6日(木)…持久走記録会予備日
3月	4日(火)…授業参観 学級懇談会	24日(月)…修了式

